

議案第6号

加西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

加西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年2月27日提出

加西市長 西村 和 平

加西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業に係る申請者の要件、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

(人員、設備及び運営並びに支援方法の基準)

第3条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）で定める基準をもって、その基準とする。

2 指定地域密着型介護予防サービス基準第27条及び第57条に規定する運営規程については、当該各条に規定するもののほか、「事故発生時の対応」、「個人情報取扱い」及び「苦情対応及び相談体制」を加え、指定地域密着型介護予防サービス基準第79条に規定する運営規程については、同条に規定するもののほか、「事故発生時の対応」、「個人情報取扱い」、「苦情対応及び相談体制」及び「入居一時金の取扱い」を加えるものとする。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）は、指定地域密着型介護予防サービス基準第28条第3項（第64条において準用する場合を含む。）及び第80条第3項に規定する研修について、その実施計画に従業者の職務の内容等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

4 指定地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項に規定するサービス提供に関する記録については、第1項の規定にかかわらず、5年間保存するものとする。

(暴力団等の排除)

第4条 指定地域密着型介護予防サービス事業者並びにその役員(法第70条第2項第6号に規定する役員をいう。)及び管理者(指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業者が開設した施設を管理する者をいう。)は、加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)であってはならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、暴力団等の支配を受けてはならない。

(市外事業所の指定)

第5条 加西市以外に所在する地域密着型介護予防サービス事業者(法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。以下「事業者」という。)が開設する事業所又は施設(以下「事業所等」という。)について、当該事業者が当該事業所等が所在する市町村の指定を受け、かつ、当該市町村が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が本条例に定める基準とほぼ同等の基準を満たすと市長が認めるときは、当該事業者を指定することができるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第3条第4項の規定は、この条例の施行日以後に整備の対象となる記録及び現に指定地域密着型介護予防サービス基準により保存されている記録であって、当該基準による保存期間が満了していないものについて適用する。

(審議資料)

地域主権改革一括法（第1次一括法）の施行による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を条例で定めることとされたため、その基準を規定する条例を制定するもの。

政策等の形成過程説明資料

平成25年3月定例会

| | | | |
|--------|---|--------|------------------|
| 議案等の件名 | 議案第6号 | 政策等の区分 | 計画・事業・ 条例 |
| | 加西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について | | その他() |

①【政策等を必要とする理由】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)が施行されたことに伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで国(厚生労働省)が省令で一律に定めていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、地域の実情に合わせて市町村の条例で定めることとされたため、加西市においてその基準等を条例化するものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

他の自治体においても、経過措置期間中(平成25年3月31日まで)に、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を条例化することになります。各自治体とも基本的には従来からの国の基準を踏襲していますが、一部独自基準を規定しています。

④【総合計画における位置づけ】

| | |
|------|--|
| 基本方向 | |
| 基本計画 | |

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

| | |
|------|--|
| 計画名称 | |
| 策定年度 | |
| 計画期間 | |

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

| 総事業費 | 国・県支出金 | 市債 | その他特財 | 一般財源 |
|------|--------|----|-------|------|
| 0 | | | | |

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

地域密着型サービス運営委員会において協議
市内地域密着型サービス事業者に対して意見を聴取

⑨【政策の効果予測】

基本的には、国が定めている現行基準を引き続き踏襲して、事業運営に混乱とサービスの不均衡が生じないようにします。

また、本市独自基準である①暴力団等の影響の排除、②運営規程における具体的項目の追加、③計画的な人材の養成、④記録の保存期間の延長、⑤市外事業者の指定に関する各項目については、市又は県が従来から指導してきた内容及び他の法令等との整合を図るための規定を明文化するものであって、これにより利用者への安心感を与えるとともにサービスの質の向上を図ります。

| 担当部局 | 担当課 | 添付資料の有無 |
|-------|-------|-------------|
| 健康福祉部 | 長寿介護課 | 有・ 無 |